

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会福祉サービス第三者評価事業倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）を実施するにあたり、倫理に関する基本的事項を定め、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）として評価事業の適正な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「倫理」とは、本会が評価事業を実施するにあたり、評価機関として遵守すべき義務をいう。

(本会等の責務)

第3条 本会及び評価事業の実施にあたって本会から協力依頼及び業務委託（以下「委託等」という。）を受けた者は、法令、その他の規則及び本会の規程並びに慣例等を遵守し、評価事業を行うものとする。

2 本会及び評価事業の実施にあたって本会から委託等を受けた者は、利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）に調査及びその他評価事業に関して協力を強いることのないよう、利用者等の意思を十分に配慮し、人権を尊重しなければならない。

3 本会は、当該評価事業に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設けるとともに、福祉サービス事業者及び利用者等に対し、周知させるよう努めるものとする。